

平成 24 年度

公共事業新規箇所評価における第三者評価
の試行に関する意見について

平成 25 年 1 月

長野県公共事業評価監視委員会

目 次

1. 個別箇所評価について	…1
(1)対象箇所	…1
(2)個別箇所の検証内容	…1
(3)個別箇所評価に関する委員会としての意見	…2
①ため池等整備事業 西塩田地区(上田市)	…2
②道路改築事業 (一)中野飯山線 柳沢～田上(中野市)	…2
③街路事業 県庁篠ノ井線 川中島～篠ノ井(長野市)	…2
	(審議順)
2. 本格実施案について	…3
(1)試行実施による検証内容	…3
(2)本格実施案に関する委員会としての意見	…3
3. まとめ	…4

平成 24 年度 公共事業新規箇所評価における

第三者評価の試行に関する意見について

新規箇所評価について、より一層の客観性を高めることが必要であり、事業箇所の優位、妥当性を検証する第三者評価を導入したいという考えにより、県から長野県公共事業評価監視委員会（以下、「本委員会」という）に公共事業新規箇所評価における第三者評価の試行実施の依頼があった。

本委員会でも、昨年度、新規事業が実施に至るプロセスについては、公開（透明性）の必要性を提言していたこともある。従って、今年度は県の依頼に基づき、具体的に 3 事業箇所を選定して評価検証を実施するとともに、県が想定している第三者評価の本格実施案の検証を行った。

審議した結果は、次のとおりである。

1. 個別箇所評価について

(1) 対象箇所

事業選定にあたっては、平成 25 年度新規着手予定の 9 種類の国庫補助事業から、他の審議会の審議対象となっているもの、計画スケジュールの異なるもの、新規箇所数が多いものを考慮し、試行にあたって適切な 3 箇所を選定した。

事業名	箇所名 (市町村名)	事業目的	総事業費 (千円)	事業内容	工期
①ため池等整備	西塩田 (上田市)	周辺農地や人家等への災害を未然に防止するため、老朽化したため池の改修を行う。	1,650,000	ため池工 N=17箇所	H25~H31
②道路改築	(一)中野飯山線 柳沢~田上 (中野市)	幅員狭小区間の解消や交通事故の減少、災害に強い道づくりのため、道路整備を行う。	950,000	道路築造工 L=1,800m	H25~H33
③街路	県庁篠ノ井線 川中島~篠ノ井 (長野市)	市街地の渋滞解消と安全な交通を確保するため、都市計画道路の整備を行う。	996,000	道路拡幅工 L=400m	H25~H29

(2) 個別箇所の検証内容

個別箇所評価の妥当性の検証、及び個別箇所評価の評価方法について審議を行った。

(3)個別箇所評価に関する委員会としての意見

①ため池等整備事業:西塩田地区(上田市)

■県の自己評価に対する審議結果:県の自己評価は妥当と判断する。

【評価方法・評価基準に対する意見】

- 緊急性の評価項目について、「ため池流域崩落履歴」はため池施設でなく、ため池上流域の崩壊履歴であるので、その旨を分かりやすく明示する必要があると考える。
- 必要性の評価項目について、ため池等整備の場合は、決壊により影響を受ける人家戸数を評価することも重要であるが、受益である農地の保全面積についても評価する必要があると考える。
- 防災効果を期待する事業であるため、防災に関する評価項目が中心となっているが、ため池の補強による営農継続等の寄与度についても評価する必要があると考える。

②道路改築事業:(一)中野飯山線 柳沢～田上(中野市)

■県の自己評価に対する審議結果:県の自己評価は妥当と判断する。

【評価方法・評価基準に対する意見】

- 当該事業は災害に強い道づくりについても事業目的の一つになっているので、これに関する評価を加えることも必要であると考えます。
- 費用対効果 (B/C) の区分設定について検討する必要があると考える。

③街路事業:県庁篠ノ井線 川中島～篠ノ井(長野市)

■県の自己評価に対する審議結果:県の自己評価は妥当と判断する。

【評価方法・評価基準に対する意見】

- 計画熟度の評価項目について、判断基準として、地域がどのように参加したか等を点数化することが困難な項目もあるので、そのような項目については工夫が必要である。

2. 本格実施案について

(1) 試行実施による検証内容

試行実施により審議した検証内容は、次のとおりである。

項目	本格実施案	試行実施による検証内容
評価	○ 県の自己評価の妥当性の検証 1 個別箇所評価の妥当性の検証 2 個別箇所評価の評価方法についての意見	○ 個別箇所評価の評価方法は適切か。 (必要性や重要性等の評価区分、評価項目の配点等の評価基準等)
対象箇所	○ 新規箇所評価対象箇所のうち、次の条件に該当する箇所とする。 1 事業規模による選定 ・ 財政負担や地域に与える影響を踏まえ、事業費が一定規模以上の箇所を対象とする。 2 事業種類による選定 ・ 1により選定対象とならなかった事業種類がある場合	○ 対象箇所の基準は妥当か。 (事業規模、事業種類) ○ 他の審議会等第三者機関で審議されている事業は対象とすべきか。 (都市計画審議会等)
時期	○ 国への申請や県の予算編成に間にあう時期とする。 ○ 評価は、概要説明、現地調査、評価の3回	○ 評価実施時期は適切か。 ○ 評価委員会回数は適切か。 (現地調査の必要性)
評価資料	○ 新規箇所評価調書、事業概要、補足資料	○ 資料として十分か。

(2) 本格実施案に関する委員会としての意見

① 現行の評価制度について

- 現行の評価制度については、評価項目と評価基準を示した上で点数化して評価していることから、分かりやすい制度となっていると考える。

② 対象箇所について

- 対象箇所の選定については、事業規模による選定において、20億円以上の大規模事業を想定しており、その趣旨は理解できるが、これにこだわらず対象事業規模を広げた方が良く考える。また、事業規模により選定されない事業種類があることが想定されるので、事業種類についても選定の観点とすることは適切であると考ええる。
- 都市計画審議会の審議対象となっている街路事業のように、他の審議会で審議している事業についても、事業実施にあたっての評価内容を第三者評価の対象とすることは有益であると考ええる。

③ 時期について

- 審議時期については、農業農村整備事業のように事業着手までのスケジュールが他の事業と異なる事業がある場合は、そのスケジュールにあわせて適切な時期に審

議を行う必要があると考える。

- 現地調査については、実際の現場を見ることによって箇所の状況の理解が深まることから、できる限り実施した方が良いと考える。

④ 評価資料について

- 審議にあたっては、対象箇所の情報だけでなく、事業全体の整備計画や事業の流れ、事業中での当該箇所の位置づけ等の情報があれば、対象箇所の状況が一層理解できるので、補足資料を充実する等審議資料を工夫する必要があると考える。

⑤ その他

- 各事業分野ごとに5か年計画などの中(長)期的な計画を策定し、その進捗目標を達成するために、毎年、新たな事業が着手されることが前提となっている。しかし、社会・経済情勢は日々変化しており、数年単位の上位計画の内容が、現実とずれを生じる場合もある。さらに昨今、維持管理費が国をあげての問題となっており、新規事業が「将来に必ず重要」と確信できない場合は、上位計画にある事業であっても、着手前に見直すことがこれからの時代には肝要である。

3. まとめ

今回の公共事業の新規箇所評価における第三者評価の試行に関する意見は上記のとおりであるが、これらの意見を第三者評価の制度構築や評価方法の改善に十分活用されたい。

また、試行の検証内容に関する意見のほかに、街路事業において事業実施前後の交通の流れの調査を交通渋滞解消の施策に活かすなど今後の取組みに関する意見や、公共事業を県民により理解してもらうことの必要性など評価の役割に関する意見、上位計画に計画されている事業計画であっても、社会・経済情勢の変化により事業計画の見直しが必要となることもあるという意見など、審議にあたって様々な意見があった。これらの意見についても、今後の公共事業の評価や事業実施に十分活用されることを期待する。